



入札告示

札幌市告示 1354 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和4年4月11日

札幌市長 秋元克広

記



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市都市局市街地整備部総務課（電話011-211-2555）

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

令和4年度 篠路駅東口土地区画整理事業 画地測量及び換地修正等業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月20日までとする。

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和3・4年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「測量業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市内に営業所を有する者であること。
- (4) 土地区画整理事業に関する業務履行実績があること。
- (5) 本業務に測量士の資格を有する者及び土地区画整理士の資格を有する者を雇用者の中から従事させることができること。
- (6) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でな

いこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書、設計書等を交付する場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。

（2）入札書の受領期限

令和 4 年 4 月 19 日（火）17 時 15 分（送付による場合は必着）

（3）開札の日時及び場所

令和 4 年 4 月 20 日（水）14 時 00 分

札幌市役所本庁舎 7 階南東側会議室（都市局会議室）

（4）入札書の提出方法

郵送又は持参により提出すること。

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

5 入札手続等

（1）入札保証金　免除

（2）契約保証金　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

（3）入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

（4）契約書作成の要否　要

（5）最低制限価格の設定　無

（6）落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札候補者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して 3 日以

内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。